

『水協法・漁業法の解説 二十一訂版』への序

(一)

本書は、「はしがき」にあるように、漁協経営センターの月刊誌『漁協経営（現 漁業と漁協）』に「水協法入門」（昭和五十二年一月号から五十四年十月号）まで、「漁業法入門」（昭和五十二年一月号から十二月号）まで連載されたものの二十訂版です。「水協法の解説」の著者平林平治氏が平成六年一月、「漁業法の解説」の著者浜本幸生氏が平成十一年十一月に亡くなられ、その後、本書は「漁協組織研究会編著（旧平林平治・浜本幸生共著）」として、水産庁担当の方々のご指導と補筆を得て発行を続けてまいりました。

(二)

発行の都度、改定の要点を序文に示してきましたが、序文のみで多くの頁を取ることに成り、「二十訂版」では初版の「はしがき」以外すべての序文を省きました。ただし、水協法の改定については、第一編 水協法の解説の最後に、「参考資料」として、「水産業協同組合法の変遷」が三十頁にわたって記載されています。二十訂版では平成十三年六月の「漁業法等の一部を改正する法律」を水協法の「参考資料」として加えることにしました。「総会の部会」に関する部分は「水協法の解説」本文に、「特定区画漁業権・第一種共同漁業権」に関する部分は「漁業法の解説」本文に載っております。「組合管理漁業権」を考えるうえで、極めて重要な問題が含まれていますので、お読みくださるようおすすめます。

(三)

平成二十三年三月十一日の「東日本大震災」により、同年十二月七日「東日本大震災復興特区法」（以下「特

「区法」と略称)が成立し、平成二十五年九月に「特区法」に基づく「特定区画漁業権」の一部が分割され、宮城県石巻市の漁業合同会社に免許されました。これは「特例措置」とされていますが、かねて一部の「規制改革論者」たちが、マスコミを取り込んで漁協に対する「既得権擁護論」という攻撃を繰り返してきたこととあわせ、「特区」は「規制改革論者」によって「経営者免許漁業権」として拡充されることになりかねません。「特定区画漁業権」も「組合管理漁業権」として「入り会って利用」されてきましたが、「特区」の展開によっては、各地に複雑な「漁場利用問題」の発生が予想されます。すでに「特区」を利用して「沿岸漁場のレジャーランド化」の動きもあるようですが、今こそ「戦後漁業制度改革の理念」に遡って、沿岸漁業の将来を漁業者の手によって決めていかなければなりません。

(四)

本書は、「水協法・漁業法の解説」書ですが、「特区」をめぐる「漁業権管理と漁協運営」の問題が重要かつ複雑になってまいりましたので、第二編漁業法の解説に、平成十三年十二月の「漁業法等の一部を改正する法律の施行について(農林水産事務次官通知)」から「漁業法の一部改正」一、特定区画漁業権の内容たる区画漁業の見直し二、定置漁業等の免許の優先順位における法人形態の追加と常時従事者要件の緩和三、漁業権の変更又は放棄等における組合員の同意四、法人形態の見直しによる世帯数の計算方法等にかかる規定の整備」を「付記一」とし、「東日本大震災復興特区法」は「付記二」とし衆参両議院の付帯決議とともに収録しました。さらに、「水協法・漁業法解説」の実務書として、「法の理念」に立ちかえて、平成二十五年八月の座談会「特区をめぐる諸問題」から、加瀬和俊(東京大学社会科学研究所教授)氏の「冒頭発言」を「付記三」として収録させていただきました。きわめて重要な問題提起となっていますので、是非お読みいただきたいと思えます。なお、弊社から加瀬和俊氏による『漁協ブックレット①』として「漁業「特区」の何が問題か」が発行さ

れていますので、併せてお読みいただきたいと思ひます。

以上が「二十訂版」までの編集内容です。

(五)

「二十一訂版」の「法文等の改正」内容は、

「水協法」

- 1 「私的独占の禁止及び公正取引の確保法改正に伴う改正」(九十五条の二、九十五条の四、百三十二条、百三十三条、百三十四条)
- 2 「金融商品取引法の改正に伴う改正」(十一条の九、十五条の七、百二十一条の三、百二十一条の五、百二十九条の四、百三十五条、百三十八条)
- 3 「会社法の改正に伴う改正」(十一条の八、三十四条、三十九条の五、四十一条の二、四十四条、五十一条、六十二条、六十七条の二、六十九条の四、七十三条、七十七条、八十八条、九十二条、百条、百条の八、百一条)

「漁業法」

- 1 「行政不服審査法改正に伴う改正」(九十四条、百三十四条の二、百三十四条の三、百三十五条)
 - 2 「地方自治法改正に伴う改正」(百三十七条)
- 等で、これを基に本文は改正しました。

本書が、『水協法・漁業法の解説』書であるとともに漁業権管理が漁協の組織と運営にとって不離一体であることをより深く考える一助となることを願っています。

平成二十六年六月

(株) 漁協経営センター

目次

第一編 水産業協同組合法の解説

序章 漁業協同組合の沿革	三
1 漁業組合準則	三五
2 明治漁業法	三五
3 水産業団体法	三五
4 水産業協同組合法	三七
第一章 水産業協同組合の法律上の性格	四一
1 法制上の性格	四一
2 法律の目的	四三
3 水産業協同組合の人格	四四
4 水産業協同組合の目的	四六
5 水産業協同組合の種類、名称、住所	四九
(1) 組合の種類	四九

(2) 組合の名称	五〇
(3) 組合の住所	五一
6 定義	五四
第二章 漁業協同組合の事業	五七
1 漁業協同組合の事業の範囲	五七
2 員外利用	五九
(1) 定款の定め	六〇
(2) 員外利用分量の範囲	六一
(3) 員外利用分量の算定方法	六三
3 専用契約	六三
4 漁協の具体的事業	六六
(1) 水産資源管理・増殖に関する事業	六七
(2) 営漁指導に関する事業	六七
(3) 信用事業	六八
(1) 資金の貸付け	六八
(2) 貯金又は定期積金の受入れ	六九
(3) 手形の割引	七一
(4) 為替取引	七一

[5]	債務の保証と手形引受け	七
[6]	有価証券の売買等	七
[7]	有価証券の貸付け	七
[8]	売出し目的のない国債等の引受け又はその募集の取扱	七
[9]	有価証券の私募の取扱	七
[10]	農林中央金庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介	七
[11]	国、地方公共団体等の金銭の収納等事務の取扱	七
[12]	有価証券、貴金属その他の物品の保護預り	七
[13]	社債の振替業務	七
[14]	両替	七
[15]	デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理	七
[16]	外国銀行の業務の代理又は媒介	七
[17]	証券業務	七
[18]	信託業務	七
(4)	購買事業	七
(5)	販売事業	七
(6)	利用事業	七
(7)	漁場利用事業	七
(8)	共済事業	七

〔1〕	共済事業の種類	八二
〔2〕	共済事業の仕組み	八三
〔3〕	共済事業実施上の制限	八三
〔4〕	共済事業法制の改正	八四
(9)	遭難対策事業	八四
(10)	教育情報事業	八四
(11)	団体協約の締結の事業	八四
(12)	福利厚生事業	八五
(13)	漁船保険等のあつせんに関する事業	八五
(14)	附帯事業	八六
(15)	他の法律による事業	八六
5	漁業の経営	八八
○	参考「疑義に対する解釈通達」	八九
第三章 漁協の組合員		
1	組合員資格の特色	九三
2	組合員である資格	九六
3	沿海漁協の正組合員資格	九八
(1)	地区漁協	九八

(2) 経営者漁協	一〇〇
(3) 業種別漁協	一〇一
4 内水面漁協の正組員資格	一〇三
5 准組員資格	一〇四
6 組員資格の審査	一〇五
7 組員の加入及び脱退	一〇六
(1) 加入	一〇六
〔1〕 通常加入	一〇六
〔2〕 特別加入	一〇八
(2) 脱退	一〇八
〔1〕 任意脱退	一〇八
〔2〕 法定脱退	一〇九
8 組員名簿	一一一
9 組員の権利義務	一一三
(1) 組員の漁協に対する権利	一一三
〔1〕 共益権	一一三
〔1〕 議決権	一一三
(2) 選挙権	一一四
(3) 役員または総代の被選挙権	一一四

(4) 総会招集請求権	二四
(5) 役員改選（解任）請求権	二五
(6) 行政庁に対する決議・選挙または当選取消請求権	二六
(7) 決議取消請求権	二七
(8) 総会決議の無効・不存在確認請求権	二七
(9) 設立無効請求権	二七
(10) 出資一口金額減少の無効請求権	二七
(11) 合併無効請求権	二八
(12) 参事または会計主任解任請求権	二八
(13) 書類閲覧請求権	二八
(14) 行政庁に対する組合検査請求権	二九
(15) 行政庁に対する一時理事の選任または総会の招集請求権	二九
(16) 代表訴訟請求権	三〇
(17) 組合員による理事の行為の差止請求権	三〇
(2) 自益権	三〇
(1) 漁協事業利用権	三三
(2) 剰余金配当受領権	三三
(3) 持分払戻請求権	三三
(2) 組合員の漁協に対する義務	三三

〔1〕	漁協の内部秩序維持の義務	三三
〔2〕	出資払込の義務	三四
〔3〕	損失払込の義務	三四
〔4〕	賦課金支払の義務	三五
○	参考「疑義に対する解釈通達」	三六
○	「判例」	三三
第四章 漁協の自治法規		
1	定款	三三
(1)	定款の性格	三三
(2)	定款の記載事項	三四
〔1〕	定款の絶対的記載事項	三四
〔2〕	定款の相対的記載事項	三五
(3)	定款の変更	四〇
2	規約	四一
(1)	定款との相違	四一
(2)	水協法上の規定	四二
3	資源管理規程	四二
4	信用事業規程	四三

5 共済規程……………四四

第五章 漁協の運営機関……………四七

1 総会……………四八

(1) 総会の権限……………四八

(2) 総会の種類……………五〇

〔1〕 通常総会……………五一

〔2〕 臨時総会……………五一

(3) 総会の招集……………五二

〔1〕 招集者……………五二

〔2〕 招集事項の決定……………五三

〔3〕 招集の方法……………五三

(4) 総会の成立と議決……………五五

(5) 役員の説明義務……………五九

(6) 総会の延期、続行……………六〇

(7) 議事録……………六〇

(8) 総会議決の不存在・無効確認の訴え……………六〇

(9) 総会決議の取消の訴え……………六一

2 総会の部会……………六一

(1) 部会の設置	三二
(2) 部会の構成員	三二
(3) 部会の開催	三二
(4) 部会の議決事項	三二
(5) 部会の議事	三三
3 総代会	三三
(1) 総代会の設置と構成	三四
(2) 総代の選出	三五
(3) 総代会の運営	三五
(4) 総代会の権限	三六
(5) 総代会の議決と総会との関係	三六
4 理事と理事会	三七
(1) 理事	三七
〔1〕 理事の性質	三七
〔2〕 理事の資格	三六
〔3〕 理事の定数	三七
〔4〕 選出、就任における制限または条件	三七
(1) 正組合員資格を有する者が一定割合以上を占めること	三七
(2) 理事の兼職又は兼業	三七

(3) 競争関係にある者の役員等への就任	一七一
(4) 常勤の信用事業担当理事	一七四
(5) 選出の方法	一七四
(1) 理事の選挙	一七四
(2) 理事の選任	一七六
(6) 理事の就任	一七七
(7) 理事の任期	一七七
(8) 理事の終任	一七八
(1) 任期の満了	一七八
(2) 辞任	一七八
(3) 改選による解任	一七九
(4) 理事の死亡・破産または後見開始の審判	一八二
(5) 法令・定款上の資格の喪失	一八一
(6) 漁協の解散	一八一
(9) 欠員の場合の処置	一八一
(10) 理事の報酬	一八二
(11) 復任権の制限	一八三
(12) 理事の職務	一八四
(2) 理事会	一八六

(3) 経営管理委員を置く漁協の理事及び理事会	一九二
5 経営管理委員と経営管理委員会	一九六
(1) 総説	一九六
(2) 経営管理委員	一九七
(3) 経営管理委員会	一九八
〔1〕 経営管理委員会の意義	一九八
〔2〕 招集者	一九九
〔3〕 招集手続	一九九
〔4〕 経営管理委員会の職務	一九九
〔5〕 経営管理委員会の議決	二〇一
〔6〕 議事録	二〇一
6 代表理事	二〇三
(1) 代表理事の選任	二〇三
(2) 代表理事の権限	二〇三
〔1〕 代表権	二〇三
〔2〕 業務執行	二〇四
〔3〕 組合員による理事の行為の差止請求権	二〇四
〔4〕 組合員による代表訴訟	二〇五
7 理事の責任	二〇五

(1) 漁協の不法行為	104
〔1〕 代表理事等の行為であること	104
〔2〕 代表機関が職務を行うにつき加えた損害であること	104
〔3〕 その他不正行為についての一般的な要件の存すること	104
(2) 漁協に対する理事の責任	107
(3) 漁協以外の第三者に対する理事の責任	108
8 参事および会計主任	107
(1) 参事および会計主任の性質	107
(2) 参事および会計主任の選任および解任	107
(3) 参事および会計主任の就任条件	110
(4) 参事および会計主任の職務権限	110
〔1〕 参事の職務権限	110
〔2〕 会計主任の職務権限	111
9 監事および外部監査	111
(1) 監事の性質	111
(2) 監事の資格	111
(3) 監事の定数	111
(4) 監事の任期	111
(5) 選出、就任における制限または条件	111

〔1〕 兼職の制限……………	三三
〔2〕 員外監事の設置……………	三三
〔3〕 常勤監事の設置……………	三四
(6) 監事の選任……………	三四
〔1〕 選任の方法……………	三四
〔2〕 監事の就任……………	三四
〔3〕 監事の終任……………	三五
〔4〕 欠員の場合の処置（法第四十二条の二）……………	三五
(7) 監事の職務……………	三五
〔1〕 一般的な事項……………	三五
〔2〕 特別な事項……………	三七
〔3〕 監事の報酬……………	三七
〔4〕 監査費用……………	三八
(8) 監事の責任……………	三八
(9) 外部監査……………	三九
〔1〕 監査の手続き……………	三〇
○参考「疑義に対する解釈通達」……………	三三
第六章 漁協の財務・会計および業務規制措置等……………	三一

1	出資	三三一
2	回転出資金	三三五
3	持分	三三八
4	経費の賦課	三三九
5	剰余金の処分	三四〇
6	損失の処理	三四三
7	会計の原則	三四四
8	会計帳簿の作成	三四五
9	信用・共済・無線事業の区分経理	三四五
10	決算書類	三四六
11	信用・共済事業における財務処理等の基準	三四八
12	信用・共済事業を行う漁協の業務規制および措置等	三五五
13	信用事業および共済事業を実施する漁協の業務措置	三六〇
14	子会社の範囲と制限	三六一
	○参考「疑義に対する解釈通達」	三六三
第七章 漁協の設立		
1	設立手続きの特色	三六七
2	発起人	三六八

3	設立準備会	二六八
4	創立総会	二六九
5	設立の認可	二七一
6	認可の自然発効	二七三
7	行政庁による設立認可の取消	二七四
8	発起人から理事への事務の引渡	二七五
9	設立の登記と認可の成立	二七六
10	設立の無効	二七七
第八章 漁協の解散、合併および清算		
1	漁協の解散	二七九
(1) 解散		
	(2) 解散の事由	二七九
[1]	総会の決議	二七九
[2]	漁協の合併	二八〇
[3]	漁協の破産	二八〇
[4]	存立時期の満了	二八〇
[5]	行政庁による解散命令	二八〇
[6]	組合員の減少	二八一

2	漁協の合併	二八二
(1)	合併の種類	二八二
(2)	合併手続き	二八二
[1]	合併の議決	二八三
[2]	漁協債権者保護の手続き	二八三
[3]	法第五十三條第二項の催告以外の公告方法	二八三
[4]	簡易合併の手続	二八三
(3)	新設合併の場合の設立委員	二八四
(4)	合併の効力発生の時期	二八五
(5)	合併無効の訴え	二八五
(6)	合併による権利義務の承継	二八六
(7)	合併契約および合併登記後事項に関する書面等の備付と閲覧	二八七
(8)	合併取止めの請求	二八八
(9)	連合会の権利義務の承継	二八八
3	事業の譲渡および譲受け	二九〇
(1)	総会の議決	二九〇
(2)	信用事業の譲渡又は譲受け	二九一
(3)	信用事業の簡易方法による譲受け	二九二
(4)	共済事業の譲渡	二九三

4	漁協の清算	二九四
	(1) 清算手続きと清算組合	二九四
	(2) 清算人の清算手続き	二九五
	〔1〕 清算人の性質	二九五
	〔2〕 清算人の選任および解任	二九五
	〔3〕 清算人の職務権限	二九五
	第九章 水産業協同組合に対する監督	二九七
1	認可および許可	二九七
2	認可等の条件変更	二九八
3	報告の徴収	二九八
4	業務または会計状況の検査	二九九
5	監督上の命令	三〇〇
6	法令等の違反に対する措置	三〇一
7	解散命令	三〇一
8	解散命令の通知の特例	三〇一
9	決議・選挙または当選の取消し	三〇二
10	専用契約の取消し	三〇三

参考資料	三〇四
------	-----

第二編 漁業法の解説

序章 漁業制度の沿革と現行漁業法……………三三九

1 漁業制度の沿革……………三三九

(1) 古代の漁業法制……………三三九

(2) 江戸時代の漁業法制……………三三九

(3) 明治維新後の漁業法制……………三四〇

(4) 漁業組合準則の制度……………三四一

(5) 明治漁業法の制定とその概要……………三四一

2 現行漁業法の制定による「漁業改革」……………三四三

(1) 民主化政策の一環……………三四三

(2) 旧漁業権の一斉消滅補償と免許料制度……………三四四

(3) 水産業協同組合法との関連……………三四五

(4) 漁業協同組合の二つの性格……………三四五

(5) 協同組合原則との調節……………三四六

第一章 漁業法の目的・内容と適用範囲……………三四八

1 漁業法の目的・内容（第一条）……………三四八

2	「漁業」等の定義(第二条)	三五八
3	漁業法の適用範囲(第三条、第四条)	三五二
(1)	場所に関する効力	三五二
(2)	人に関する効力	三五二
(3)	事物に関する効力	三五二
第二章 漁業権の意義と種類		
1	漁業権の意義	三五三
2	漁業権の種類(第六条)	三五四
(1)	定置漁業権	三五四
(2)	区画漁業権	三五四
(3)	共同漁業権	三五五
3	入漁権(第七条)	三五六
4	組合管理漁業権と経営者免許(自営)漁業権	三五六
(1)	組合管理漁業権(第六条第五項、第七条、第八条第一項、第十四条第二項・六項・八項)	三五六
(2)	経営者免許(自営)漁業権	三五七
第三章 漁業行使権と漁業権行使規則		
		三五八

1	漁業行使権（第八条第一項）	三五八
2	漁業権（入漁権）行使規則（第八条第一項、第五項）	三五九
	(1) 行使規則制度	三五九
	(2) 行使規則の制度改廃の手続（書面同意）	三六〇
第四章 漁業権の免許と漁場計画制度		
1	漁業権免許のしくみ（第十条）	三六二
2	漁場計画制度（第十一条、第十一条の二）	三六三
	(1) 漁場計画制度の意義	三六三
	(2) 漁場計画の樹立とその時期	三六四
	(3) 漁場計画と公益との調整	三六五
	(4) 漁場計画の内容と異なる免許申請	三六五
3	免許の適格性（第十四条）	三六六
	(1) 経営者免許漁業権（定置漁業権、一般の区画漁業権）の適格性	三六六
	(2) 組合管理漁業権（共同漁業権、特定区画漁業権）の適格性	三六六
4	免許の優先順位（第十五条、第十九条）	三六七
	(1) 定置漁業の免許の優先順位	三六七
	(2) 区画漁業（特定区画漁業及び真珠養殖業を除く。）の免許の優先順位	三六八
	(3) 特定区画漁業の免許の優先順位	三六八

	(4) 真珠養殖業の免許の優先順位	三六八
	5 漁業権を免許しない場合 (第十三条)	三六九
	6 漁業権の存続期間 (第二十一条)	三六九
	7 漁業権の変更免許 (第二十二条)	三七〇
第五章 漁業権の民法的性質と公的制約		
1	漁業権の法的性質 (第二十三条)	三七一
	(1) 漁業権は私権たる財産権	三七一
	(2) 漁業権は物権	三七一
	(3) 漁業権への土地に関する規定の準用	三七二
2	漁業権についての民法の規定の特例 (第二十三条～第三十三条)	三七二
	(1) 漁業権の移転の禁止 (第二十六条)	三七三
	(2) 先取特権と抵当権の設定 (第二十三条～第二十六条)	三七三
	(3) 貸付の禁止 (第二十九条)	三七三
	(4) 漁業権の放棄等に対する権利者の同意 (第三十条)	三七四
	(5) 第一種共同漁業権等の放棄等に対する組合員の同意 (第三十一条)	三七四
	(6) 漁業権の持分処分の制限 (第三十二条)	三七四
3	漁業権に対する公的制約	三七五

第六章 漁業権の取消し等……………三七七

(1) 休業による取消し(第三十七条)……………三七七

(2) 適格性の喪失による取消し(第三十八条第一項)……………三七七

(3) 経営内容の変化にもとづく優先順位の変更による取消し(第三十

八条第三項)……………三七八

(4) 漁業調整その他公益上の必要による取消し、変更、行使の停止

(第三十九条第一項)……………三七八

(5) 漁業法令違反による取消し、変更、行使の停止(第三十九条第二項)……………三七八

(6) 錯誤によつてした免許の取消し(第四十条)……………三七八

第七章 漁業権に関するその他の事項……………三八〇

1 漁業権がなければ営めない漁業(第九条)……………三八〇

2 水面使用の権利義務の移転(第二十八条)……………三八一

3 漁場に定着した工作物の買取請求(第四十二条)……………三八一

第八章 入漁権についての民法の規定の特例……………三八三

第九章 漁業登録(第五十条)……………三八五

第十章 漁業に関する制限又は禁止（漁業調整）……………三六六

1 漁業調整（第六十五条等）……………三六六

(1) 漁業の禁止……………三六六

(2) 漁業の制限……………三六七

(3) その他の措置……………三六七

2 漁業の許可（第五十二条、第六十五条、第六十六条）……………三六八

(1) 漁業の許可……………三六八

(2) 許可漁業と自由漁業の区別……………三六九

第十一章 漁業調整委員会制度……………三九〇

1 海区漁業調整委員会（第八十二条、第八十五条）……………三九〇

(1) 海区漁業調整委員会の設置……………三九〇

(2) 委員会の構成……………三九〇

(3) 委員会の所掌事項……………三九一

(4) 委員会の権限……………三九一

2 海区漁業調整委員会委員の選挙（第八十六条、第九十四条）……………三九二

(1) 委員の選挙権及び被選挙権（第八十六条）……………三九二

(2) 欠格者（第八十七条）……………三九三

	(3) 選挙の方法	三九三
3	連合海区漁業調整委員会(第百五条)第百九条)	三九四
	(1) 連合海区委員会の設置	三九四
	(2) 構成	三九五
	(3) 権限	三九五
4	委員会指示(第六十七条)	三九五
5	広域漁業調整委員会(第八十二条、第百十条)第百十四条)	三九六
第十二章	内水面だけの特殊な漁業権制度	四〇一
1	内水面における第五種共同漁業権制度(第百二十七条)第百二十九条)	四〇一
	(1) 増殖義務と公共的性格	四〇一
	(2) 遊漁規則と遊漁料	四〇二
2	内水面漁場管理委員会(第百三十条)第百三十二条)	四〇三
第十三章	遊漁について	四〇四
1	漁業法の規定における「遊漁」の意義	四〇四
	(1) 遊漁とは員外者の採捕(第百二十九条)	四〇四
	(2) 遊漁者(昭和三十七年改正前の第十四条(免許の適格性)第六項第一号)	四〇四
2	法律概念としての「遊漁」の意義	四〇五

3 遊漁に対する漁業法令の適用……………	四〇七
付記一 漁業法等の一部を改正する法律の施行について……………	四一〇
付記二 漁業法の特例について……………	四一六
付記三 『座談会「特区」をめぐる諸問題』における……………	四二八
加瀬和俊氏の「冒頭発言」……………	四二八
付録 水産業協同組合法（準用する法律条文も含む）……………	四二九
漁業法……………	六〇八
漁業協同組合模範定款例（出資組合（信用事業実施）の場合）……………	七五三
漁業協同組合模範定款例（出資組合（信用事業非実施）の場合）……………	七五三
定款附属書組合員資格審査規程例……………	七〇一
定款附属書漁業協同組合役員選挙規程例……………	七〇一
（総会選挙のみ行う場合）……………	六九三
定款附属書漁業協同組合役員選挙規程例……………	六九三
（総会外選挙をも行う場合）……………	六八五
定款附属書漁業協同組合役員選任規程例……………	六八五
定款附属書漁業協同組合総代選挙規程例……………	六七三